

佐賀藩家臣団の構造（三）

黒田，安雄

<https://doi.org/10.15017/2232304>

出版情報：史淵. 116, pp.59-83, 1979-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



佐賀藩家臣団の構造(三)

黒田安雄

目次

はじめに

一 着到帳と上級家臣団の構成（『九州文化史研究所紀要』二三号掲載）

二 軍役と軍事力構成

(1) 統一政権の成立と鍋島氏直屬家臣団の形成過程

(2) 寛永・明暦期の家臣団編成（以上『九州文化史研究所紀要』二四号掲載）

(3) 軍役規定の推移とその背景

(4) 与の内部構成と軍役負担（以上、本号）

三 家臣団構成の特質

むすびにかえて

(3) 軍役規定の推移とその背景

周知のように、幕府は元和元年四月、五〇〇石以上一萬石までの直屬家臣団に対して軍役規定を定めるとともに、寛永十年二月には一萬石以上の諸大名に対してもそれを定めた。そして慶安二年十月にはさらにそれを改訂増補していっそう体系化した。これらの軍役規定は諸大名をも規制し、諸大名の徳川「家中」軍役への包摂を制度化する意

義をもつものであった。⁽¹⁾そこでここでは、幕府の軍役規定に対し佐賀藩がどのように対応したのか、佐賀藩初期の家
中軍役規定の推移とその背景を窺うことにしよう。

さて、佐賀藩は元和四年正月の「定置条々」において、「此中如相定、物成千石ニ付、昇仁本・鉄炮拾挺・鎗拾本
・弓拾張」・「馬乗者物成五十石より上之者たるへき事」という軍役規定を惣家中に示達したのにつづいて、元和七
年十月には「惣役目」を公布し藩軍役体系の制度化を企図した。物成一〇〇石、すなわち知行二〇〇石を役目高の基
準とし、知行二〇〇石につき軍役人数六人、また役目の道具は鉄炮一挺・鎗一本・弓一張と定めたのである(第二章
第一節参照)。それを元和元年四月に幕府が定めた知行二、〇〇〇石につき鉄炮三挺・鎗一〇本・弓二張という規定に
比較すると、佐賀藩のそれは鉄炮では二、三倍・弓では五倍であったことになるが、ここで重要なことは、元和七年
十月の「惣役目」の制定が同時に実施された軍制改革に深く関連する措置であったことである。

すなわち、これよりさき慶長十二年、隆信―政家―高房と続いた竜造寺氏の家督を相続し名実ともに佐賀藩主とな
った鍋島勝茂は、徳川幕府の諸大名に対する軍役である一連の公儀普請役の遂行から必然化された藩財政の窮乏を打
開するため、まず慶長十五年には家臣団に対し三部上地(知行地の三〇%召上)と反米返上の名儀で一〇〇石につき七
〇石の出来を命じたが、しかし、それにもかかわらず佐賀藩の借銀は元和六年には二、六〇〇貫にも達していたので
ある。このため翌元和七年八月、当時藩政運営の衝にあった多久安順・諫早直孝・武雄茂綱・須古信明の竜造寺一門
四家は、「水江事略」に「太守命使国中之諸士出反錢・反米時、安順与三家家老中談曰、今於相掛反錢等、国家衰微而
諸士失勇氣乎、不如兩三年間、自我等四人為出地救国中之士也、於是、多久・諫早・武雄・須古四家、各出三分地、
爾来意不回而、永為公田也」とあるように、慶長十五年に引続き再び三部上地を余儀なくされたのであり、その結果
竜造寺一門四家の知行地は半減し、「四家之御親類、在佐嘉御家老職を兼候は慶長十三年之事也、元和七年十月諸組
御改革、御親類之大物頭相止」といわれるように必然的にその軍事力も一挙に激減するに至った。

元和七年十月の軍役規定、すなわち「惣役目」の制定は、そのような状況のなかで三部上地によって拡大した蔵入地を基礎に鍋島氏一門とその直臣団を創出・増強し、それによって鍋島氏を頂点とする支配体制の強化を意図したものであり、その端緒をなすものであった。事実、このことは慶長十四年弟忠茂に定米一万石を与えて鹿島鍋島家を、また元和三年に庶長子元茂に直茂の隠居分定米一万〇、三六三石三斗とその傍侍八三名を与えて小城鍋島家を創設した鍋島勝茂が、「惣役目」の公布に先立つ元和七年八月、元茂に対しつぎのような「覚」を示達していることに窺うことができる。

一其方傍知行割并与分之儀、我等次第之由候つれ共、稽古のためにも候間、其元にて仕候て可然存、式部少輔・作右衛門江様子中含遣候、右之仕分之儀、召仕候者共一切不存様ニ肝要ニ候、助左衛門と右両人并此方々遣候算用仕候者斗ニ被申聞尤ニ候、勝屋勘右衛門事は其方存分次第ニ可被申聞候事

一小城郡山内一職、談合之上を以、其方知行ニ相定候事

付、小城郡ニ而不足之分、佐保川島・山代一職ニて

一其元にて如談合、御普請之割并人数など可入刻、蔵入家中同前ニ先様可為半役事

一自然之時も人数半分可差上候間、其心得にて仕分可被申之事

一今度之仕分、大形新地ニ仕配申候之事

一安住清右衛門・徳島長右衛門・野添安右衛門事ハ、在国仕候様ニ可被申付候、但口上

一芳林院様被召仕候男共、切米一職先様我等手前々可被申付事

一山内之儀は加州連々御念入被仰たる様子共候つる間、代官肝要ニ存候、自然之時茂、在国仕候者之慥成者可然存候、当時は我等茂無技量候間、重而談合可申之事

右のうち、式部少輔とは元和四年以来勝茂の命で直参の身分のまゝ元茂につけられていた鍋島式部少輔貞村、また

助左衛門は同じく小城家中とされていた持永助左衛門茂成のことであって、「覚」は勝茂が元茂に対し小城領分の仕置と家中差配を彼等と談合して行うべきことを指示したものである。すなわち、このとき小城の家臣団は四与に編成(されて、「右四与頭ハ、知行高之高下ニ無御構、其人の器量を以小身たり共、侍・歩行・弓鉄炮之者を五拾人三拾人被相預候⁽³⁾」)とあるように、その充実と組織化がはかられているのである。

このように、元和七年十月の「惣役目」は幕府の元和軍役令に対処しつつ鍋島勝茂が家臣団統制の強化を期したものであったが、やがてその後役目高の表示は幕藩制下の石高制原則に対応して物成高から知行高に改訂された。すなわち、寛永五年十一月朔日の「惣役目⁽⁴⁾」を示せばつぎようになる。

村山安忠
一八介殿、在江戸ニ付而、可為無役事

鍋島元茂
一紀伊守、江戸相詰候付而、無役ニ申付候

但、出陣之時は半役ニ相定候事

(鍋島正茂)
一孫平太儀も、可為右同前事

一貳百石ニ付而、軍役六人ニ定置候事

一貳百石ニ付而、役目道具、鉄炮砲挺・弓砲張・鎗砲本宛、可召連事

但、六百石より内ハ、弓之代ニ鉄炮持すへき事

一役目ニ可差出は、何も誘弓ニ可仕事

一惣家中一備ニ、昇拾本宛可然事

但、誘ハおりかけニ筋かひ、白ミを上ニ目しるしなしニ、相定候事

一同番さし二本、はせほ長さ四尺五寸、色こひ浅黄、紋ハ一備宛、このミくたるへき事
一同鉄炮さし二本、しない長さ三尺五寸、色こひ浅黄、紋ハ一与好々く

一同弓之者ハ、差物なし

一同弓之者ニハ、具足・ゆこて・股引計可着事

一同鉄炮之者ニハ、具足・甲・ゆこて・股引可着事

右五ヶ条は式千石より上之役目也

一 道行之時、弓・鉄炮・鎗并手明之者、一様ニ道服させ可申事

但、四百石より上之役目也

一 役目鎗誘之事、柄鞘共ニ長さ式間三尺、鞘芯尺ニメ、烏毛鶺のくひ芯尺五寸ニ可仕事

一 小道具之鎗数之事、知行相当ノ二十本を上ニメ、四五本之間たるへく候、千石より内之者ハ三本を上ニメ、一

二本之間ニ相定候、其外ハ皆具之鎗たるへし

一 知行式千石より上、小道具之弓・鉄炮・鎗は役目之外ニ相定候、式千石より内は、右之小道具、役目之内ニ可仕事

付、小道具之弓・鉄炮数之儀は、我々勝手たるへし

一 又家中馬乗之儀、六百石ニ芯足宛之役目たるへき事

一 鉄炮袋之事、持筒は狸々皮たるへし、此外役目鉄炮ニ狸々皮袋之儀、我々心次第ニ可仕事

一 役目鉄炮芯挺ニ、玉葉三百放宛たるへき事

但、是ハ遠路ニ而之定

一 役目弓芯張ニ、矢拾五本宛たるへき事

右同

一 百式拾石より上之者ハ、不断馬を可立飼

一六千石より早船一艘、千石より上ハ舫六千石組ニ候而、早船一艘可調置事

但、船可入剋ハ、領中之舢子ニテ可差上候、扶持方ハ蔵入よりとらすへき事

右之條々、無相違様ニ、堅可被申付者也

寛永五年霜月朔日

信濃守 判

多久長門守殿

諫早石見守殿

武雄主殿助殿

右の諸規定は条項・字句の修正はあつても内容的には元和七年十月の「惣役目」とほぼ同様であり、ただ役目高の表示が物成高から幕藩制下の公称石高である知行高に改訂されているのにすぎない。すなわち、このときの役目高表示の物成高から知行高への改訂は、右の「惣役目」と同時に佐賀藩の基本法令ともいうべき「壁書」(九カ条)・「法度」(二カ条)・「法度過怠之条々」(二カ条)・「定置条々」(三〇カ条)等が制定されたことと軌を一にした措置であつたのであり、それは鍋島氏が公儀権力に対応しつつ自らを幕藩軍役体系のなかに位置づけ、鍋島氏を頂点とする家中支配を体制的に確立したことを法令によって具体的に示したものにほかならなかつた。

事実、こうして右の「惣役目」はその後島原の乱後の寛永十六年六月、島原での戦闘体験を踏まえてさらにいっそう整備されたのである。すなわちこれよりさき寛永十二年六月、鍋島勝茂は「惣仕置」を制定して多久美作守茂辰を国元諸事支配に任じ、藩財政の再建に期するところがあつたが、その際、まず着手されたのがつぎのような家中知行の半分引分けによる借銀返済政策であつた。

一 御家中知行半分引分組頭江渡置、借銀返弁仕皆濟次第、本主江返し可渡事

一 右知行、本主請取候而も、居形は半分之すきわひニ可仕事

一軍役・公儀御普請は諸役ニ仕、其外之儀ハ半役可被仰付候

但、分過ニ被召仕候ハて不叶義候ハ、其造作料、直より可被仰付事

一縦如何躰之儀たり共、半分之知行物成相当ニ相調、不足ニ候とて借銀仕候儀、曲事ニ可被仰付候、若借銀仕候ハて不相叶義候ハ、其断美作守迄申届、御直之御切手ニて借用可仕事

一御領中借銀之儀、跡先共ニ利足一割之可為算用事

一馬は五調を本ニ、馬道具ニ高直成物、可為停止事

一借銀為返弁、本地物成之内半分差分、相残六拾石迄ハ不断馬を立飼可申候、六拾石より内之者、馬を立飼候儀、造作候之條、馬代を銀ニ而可致覚悟事

改めていうまでもなく右の措置は、寛永十年多久美作守茂辰が祖父の長門守安順に具申した藩財政再建策の一つ、すなわち家中の借銀の返済のために反銀を賦課することを止めて「与頭手柄以、存し寄候様」にし、借銀過分の者については与頭が「其知行を預り命継斗り当介、其余ニ而年々相払、皆済之砌其主江差返」すこと、また蔵入方の借銀についてはその年々の物成の員数次第に返済し残りは別借銀に据替えるという提案をさらに發展させ、家中全部が知行の半分を差分けて与頭に預け皆済次第本主へ返還するというものであった。しかし、家中の財政を与頭の責任において再建させ、それによって藩財政の抜本的な再建を期したこの知行半分引分の強制策も寛永十二年の風水害、さらには翌十三年の江戸城普請によって家中財政が大きな打撃を受けたためにたちまち瓦解した。しかも同十四年十月には島原の乱が勃発し、これに佐賀藩は最大限の兵力を動員した結果、家中に多数の手負・死人が生じたのみならず蔵方・家中ともに財政逼迫はさらに一段と深刻化したのである。

寛永十六年六月の軍役令は、島原の乱後のそのような状況のなかで制定され、「御条目」⁽⁹⁾の末尾に「如右相定候条、漸々目不立様相誘、自然之刻懸合ニ相成候様可被申付候、此役目道具之儀定置候へ共、今度有馬指出候武具多分

相違候つる義、不可然存候、此後、若右之定ニ少も違候は、其役目之武器可取上候条、得其意、念を入堅可被申付者也」とあるように、島原の乱での戦闘体験を生じていっその軍事体制の整備強化をめざしたものであった。

一出陣之刻、手前人数 公儀如御役儀、百石ニ四人可召連事

一定置候役目人数ニ合せ兵根可相渡事

一紀伊守・甲斐守(鍋島直茂)・刑部太輔(鍋島直正)江戸相詰候ニ付無役ニ申付候

但、出陣之時は可為半役事

一伊平太在江戸付而、可為無役事

一知行百石付而、軍役五人ニ相定候事

一同式百石付而、役目道具、鉄炮一挺・弓一張・鎗一本之事

一同百石ヲ乗馬すべき事

一又内馬乗之儀、六百石ニ疋足ツ之役目たるべき事

付、千石以上ハ又馬疋足可指出事

一馬乗之主従、百石迄ハ八人たるべき事

一知行式百石之内、百石ヲ上ハ主従十人

一同式百五拾石ヲ上ハ、百石付而五人役たるべき事

一物頭ハ少身たり共、主従十三人を下ニして可召連事

付、鉄炮一挺・弓一張・鎗一本可指出事

一昇数、大備八十五本・小備八十本たるべき事

一役目鉄炮、一職三刃玉たるべき事、右相定候義ハ合玉のため、又役目玉薬三百放之外、俄之時不足相渡候時之た

め二

一 役目弓誘、長サ七尺五寸ニ可仕事

但、長サ相定候義、自然之刻替弦之ため如此候事

一 弓之者ハさし物なし

一 鉄炮之者ニハ、甲・具足・道服・弓小手・股引可着事

一 弓之者ニハ、具足・道服・弓小手・股引可着事

一 道行之時、弓・鉄炮之者ニ一様ニ道服可着、色ハ濃淺黄・紋ハ白丸・大サかねのさし渡し一尺五寸たるへき事

但、四百石より上之役目也

一 役目鎧之義、柄さや共長サ二間三尺、さや一尺ニメ、鳥毛うのくひ一尺五寸、黒ぬり可仕事

一 惣番さし物ハ、金之三本しゃうぶたるへき事

一 左ニ黒母衣十ヲ・金之半日あしのさし物十ヲ、右ニあかね親十ヲ・金の半日あしの指物十ヲ之事

一 鉄炮袋之事、持筒ハ猩々緋たるへし、此外、役目鉄炮我々好次第

一 遠路之時ハ、鉄炮一挺ニ玉薬三百放宛たるへき事

一 役目弓一張ニ、かな根の矢三拾本宛たるへき事

一 一百石以上之者ハ、不断馬を可立テ銅事

【】ところで、まず右の寛永十六年六月の軍役令ではその冒頭に幕府軍役令への遵守を謳った二カ条が新しく定められていることが注目される。しかしながらそれは改訂軍役令が公儀軍役規定に準拠していることを佐賀藩なりに標榜するため名目的に制定したものにすぎなかった。すなわち、この措置の背景には島原の乱が勃発するや「馬廻之儀ハ伯耆守・諸ハ大与頭、親類中ハ其頭人江尤兼而相任せ召置たる儀ニ候条、励忠節候者ニは知行・銀子ニ而も右之頭々被

申次第褒美不可有相違候」と最大限の兵力を動員して、「必乗取可申と見懸候刻は、縦御上使御下知相背候而も不苦候条、其心得尤候、如存、島原之儀、最前より手前より為申上儀と言、其上近所ニ候処、諸手城を乗候刻、若二番ニ成候而ハ外聞不可然候」とまでして原城攻めを敢行した藩主鍋島勝茂が、この時期江戸表で抜駈の軍令違反を幕閣に問責されて逼塞中であつたことが配慮されていたのである。否むしろ、このとき制定された家中の軍役は寛永十年二月の幕府規定より過重であつたばかりでなく、さきの寛永五年十一月の「惣役目」の定めよりいっそう厳しいものであつた。すなわち、それまでの知行高二〇〇石につき軍役人数六人はこのとき一〇〇石につき五人役とされ、同じく知行一二〇石以上の乗馬も一〇〇石よりの乗馬と改められ、下級家臣の馬乗主従のあり方は知行高に相応した形で明文化されるに至つた。しかも、それまで役目弓一張に一五本であつた矢数が、このとき二倍の三〇本宛とされていることに示されるように諸役目道具のいっその充実と画一化がはかられており、家中の不断の馬立飼の範圍も知行一二〇石の者より一〇〇石以上の者にまで拡大されているのである。

このように寛永十六年の軍役規定は、いづれも島原の乱に際しての軍勢整備の不備が改めて反省されて新たな対応策が講じられたものであつたが、重要なことは、すでにこのとき「家中之者すり切、先様難相続者ハ、今度知行切米ニよらず取上ケ別人ニとらせ召仕、到 公儀如睦甲胃共ニ御役儀可相調外無之候」といわれるほどに、右の軍役体制を維持するためには親類家中の財政再建が藩財政の再建と並んで緊急な課題となつていたことである。実際、そのためにとられた対策の一端は、つぎの寛永十六年九月廿八日付の多久美作守茂辰と諸岡彦右衛門茂之宛勝茂覚書によつて具体的に窺うことができる。

(鍋島貞徳)

一 甲斐守爰許相詰候付而、一年中之遣方相究候得は、過分之儀候、今之分ニ候てハ、先様可相続了簡無之付而、於此地、相談之上、知行にて引分相渡候得は、結局勝手ニ相成候故、蔵入家中共ニ、知行三万五千六百廿四石二斗、甲斐守江とらせ候、知行所之儀ハ来年我等下候てより可申渡と存候条、当年之儀は、先以、米ニ而被相渡

候、然は、右知行之内米老万三千六百石六斗、藏入并切米取之分にて候条、当暮之儀ニハ、赤白半分宛差渡可然候

一 甲斐守江相付候侍并手明鑑之者、其外弓・鉄炮・昇・長柄鑑之者、別紙ニ書立遣候条銘々可被申渡、甲斐守側、

其元ニ而之為頭人鍋島右馬允儀与ニ相付候、就其、頓而差下候条、其心得可被申候

一 刑部太輔、藤津知行佐嘉程遠候付而、万事間合迦之儀は有之儀候、扱又、長崎御上使御通之道筋并孫平太・刑部

太輔儀も在江戸仕罷在儀ニ候へハ、去年有馬陣(高原の馬)などの様なる刻、人数をも召連罷出候者無之、家中之者も萬うか

ゝひ候て罷在、手つかへの儀、先様多々可有之と存候候付而、我等傍之者より、都合之メリをも申付候様ニ、誰

ソ一人召置、刑部家中之者と致談合、無迦様ニ相調候様ニ申付候儀、如何可有之哉と孫平太・刑部太輔へ相談申

候へハ、内々申請度儀候処ニ、一段幸ニ存候条、其ことくニ可申付由、乍兩人申付候而、嬉野与右衛門儀我等傍

ニ召置度候得共、刑部太輔与ニ相付候而加島(龜島)之メリニ申付候条、得其意、如陸甲冑共ニ無迦様ニ心遣仕候様ニ可

被申付候、左候而、我等在江戸之内ハ恒広江しかと可罷在候、我等帰国之砌はは佐嘉江相詰可然候、此中は田中

安心、萬之氣遣仕候得共、致極老候付而断申、于今ハ自由ニ罷在候故、右之分ニ申付候、左候得は、納富権兵衛

・板部正兵衛・岡村采女罷在儀候条、此者共と万事ニ致談合相調候様にと、与右衛門ニも直ニ以状申遣候間、被

得其意、右之通、其方として懇ニ可被申渡候、口上有

一村田伊平(辰久)太儀在江戸ニ付而、久保田知行並家中之々、よくよく立入申付候へては相調問敷儀候、其上、去年有馬

事などの様成砌、頭無之家中之者萬うかゝひ候て罷在、用所等も難調、手つかへの儀とも可有之と存候、伊平太

事、我等子同前之儀候得は手前より氣遣申候へて不叶儀候、其上、八介死去(村田安良)之砌も、我等を相頼由被申置候付

而、誰そ一人、我等傍より付置可然候へん哉之由、本野久右衛門尉・立野左馬允相尋候処、此已前日峯様(鍋島直茂)よりも

東島宗鐵・葉次郎右衛門尉被付置候首尾も候之間、此中申度存候得共打絶候て罷在候処、一段幸ニ存候由申候付

而、百武善左衛門尉儀我等傍ニ召置度候得共、伊兵太与ニ相付久保田ノリニ申付候条、得其意、万端伊平太家中申合、如睦甲冑共ニ無迦様ニ氣遣仕候様ニ可被申付候、左候而、久保田より佐嘉ハ程近ク候之間、懸候て罷在候様ニ可然候、此中ハ中尾宗勺罷在氣遣為仕儀候、于今ハ宗勺子次兵衛尉居申候条、用所等も作事善左衛門・次兵衛ニ可申越候条、相調候様ニと善左衛門尉江も直ニ状を以申遣候条、是又其方として懇ニ可被申渡候、口上有

(與近尤)
一左近江慥成者一人可相付と存候、是ハ我等罷下候てより可申渡候、内々其心得尤候

一十二ヶ月惣仕廻之帳、相改書直候て今度遣候条、先様此帳面之ことく可被申付候、此中、右之帳面ニ銀米増減之員數、為心得別紙書立遣候

一上屋敷内方並新屋敷詰之者、切米加勢主従付之帳二品・江戸詰之帳一品・切米帳一品、是又今度相改遣候条、得其意、先様無相違様ニ可被申付事

一先日も如申遣候、毎年之諸算用方我等不承候得は、過分之損ニ相成儀共多々有之儀候之条、六ヶ敷事ニハ候得共、先様ハ我等直ニ承可相究候条、其心得候而諸役者共江も其段可被申渡候、寛永十四年より已来之算用于今不相濟儀は、役者共手前ニ滞儀候て之儀たるへきと無心元存候、跡々算用不相濟候得は、打重り候て又延引申儀候之条、早々相濟候様ニ可被申付事、油断有間敷事

一此中ニ如申遣候、山城・左近手前弥よしめ候て、先様可相統覚悟肝要ニ存候、我等子と存候ハ、手ふとく候て万事相調間敷と存候、我等手前何とも難統躰ニ候上ハ、少ニても加勢など仕候儀不相成事候条、よくく其心得候様ニ、折々被申聞可然候

すなわち、寛永十六年九月、鍋島勝茂はそれまで蔵入方で賄っていた五男直澄の江戸詰の費用を知行に切換え、新たに知行三万五、六二四石二斗(五ツの物成にして一万、七、八二石一斗)を与えて蓮池鍋島家を創設し、家中の侍・手明鑑・弓鉄炮昇之者・長柄鎧からなる一与を組織して鍋島右馬允をその頭人に、また側近の嬉野与右衛門と百武善

左衛門尉をそれぞれ直参の身分のまゝ、九男直朝が養子とされていた鹿島鍋島家と久保田村田家の仕置・家中差配に差違わずとともに、蔵入方の諸算用についても種々対策を講じており、島原の乱を契機に親類家中の財政再建と軍役体制の維持向上がはかられていることが明らかである。なお、右の覚書に左近とあるのは、寛永一五年九月関将監清長の跡を相続して大与頭とされていた勝茂の十一男直長、また山城とあるのは成富兵庫助茂安の養子とされ、その後寛永十年同家の知行の一部をもって一家を創設した勝茂の八男直弘のことである。実際、その後左近には三上新助、ついで鍋島玄蕃允が直参の身分のまま御側侍として付けられたのであり、また直弘は寛永十九年に家中の侍一四人・手明鍵三〇人を差分けられて大与頭「馬廻一職存」、すなわち馬廻りの大与頭を統率する頭人に任じられている。

このように島原の乱後佐賀藩では親類家中の財政再建が本格化し、家臣団の組織も大きく再編成されて軍役制のいっそうの整備がめざされたが、他方寛永十六年六月の軍役規定はその後の同十八年三月の軍役令に踏襲された。そしてさらにそれは慶安五年に至り、同二年十月の幕府軍役令に対応して役目負担が著しく軽減されたが、しかしながら規定そのものはいっそう整備され体系化されるに至った。そこでつぎに、「烏ノ子御帳」第三巻から慶安五年すなわち承応元年八月廿五日付の「軍役」規定を示せば左のようになる。

- ① 一出陣之刻、手前人数都合之儀は、公儀如御役儀、百式拾五石ニ四人役ニ可召連事
- 一 今度定置候一備宛之役目人数之外、兵粮相渡間敷事
- 一 加賀守・甲斐守(鍋島直正)・和泉守江戸相詰候ニ付而、無役ニ相定候

但、出陣之時は可為半役、其身罷在候時は、本役人数可召連事

- ② 伊平太在江戸付而、可為無役事

- ③ 知行百廿五石ニ付、軍役六人ニ相定事

- ④ 知行式百五拾石ニ付、役目道具、鉄炮七挺・弓一張・鎧七本宛之事

付、七百五拾石の内ハ、弓之代ニ鉄炮可持事

① 知行百廿五石ニ付而、鐵砲具宛可持事

② 知行百廿五石ヲ可乘馬事

③ 又内馬乘之儀、六百廿五石ニ尅正宛之可為役目事

④ 馬乘之主従、知行百廿五石之内ハ、八人たるへき事

⑤ 知行百七拾五石之内、百廿五石迄ハ主従十人たるへき事

⑥ 知行貳百五拾石之内、百七拾五石迄ハ主従十二人たるへき事

⑦ 知行貳百五十石之上ハ、本役たるへき事

⑧ 物頭ハ小身たり共、主従十三人を下ニメ可召連事

付、物頭ハ小身ニ而も、鉄砲尅挺・弓尅張・鏑一本可為

一 昇數、小馬廻迄ハ三十貳本、大馬廻四頭ニ廿本、加賀守・甲斐守ハ廿本、其外ハ大備ハ十五本、小備八十本宛たるへき事

但、昇長サかねの拾貳尺五寸、横絹ニハ半おりかけニメ、すちかひ白ミを上ニ、黒ミの色かちん、其内ニ一備宛之目印好ミたるへし

一 役目鉄炮すはい、一職三刃玉たるへく候、如右相定候儀ハ、急成時玉之大小候ハ、役ニ不立儀可有之候、扱又

役目玉薬三百放之外、俄之節ハ不足次蔵入より相渡候時之為也、すはい相違之筒ハ、玉薬手前切ニ格護可持事

一 役目鉄炮肩ニ懸候ても働候様ニ如馬廻之拵可持事

一 役目弓何も誘弓ニ仕、長サ七尺三寸可持事

但、長サ相定候儀ハ、自然之刻、替張之ため如是候事

一 役目弓ハ、一職簾本のことく揃候様ニ可仕事

但、心次第ニ空穂は不苦候事

一 鉄炮さし式本、しなひ長サかね之四尺三寸、横絹一幅地白、紋ハ黒色ニ而も赤色ニ而も一組く好ミ

一 弓之者は指物なし

一 鉄炮之者ニハ、甲・只足・道服・半籠手・股引・脚絆可着事

一 弓之者ニハ、具足・道服・弓・籠手・股引斗可着事

右四ヶ条ハ、式千五百石方上之役目也

一 道行之時、弓・鉄炮・鎧之者へ一様二道服可着、色ハ濃淺黄、紋ハ白丸、大サかねのさし渡シ一尺三寸たるへき事

但、知行五百石方上之役目也

一 役目鎧誘之義、柄さや共長サ式間三尺、さや壹尺ニメ、烏毛鶺のくひ壹尺五寸黒塗可仕事

一 小道具之鎧数之事、知行相当ニ可然候、千式百五十石方内之者、三本を上ニメ、一二本之間ニ相定候、其外ハ皆具之鎧たるへし

一 知行式千五百石方上ハ、小道具之弓・鉄炮ハ役目之外相定、式千五百石方内之者ハ、右之小道具役目内ニ可仕事付、小道具之弓・鉄炮之數ハ、我々勝手次第たるへし

一 惣番さし物ハ、金の三本菴蒲たるへき事

但、本のことく

一 左ニ黒母衣八ツ、金之半日足之持物十ヲ、右ニあかね母衣八ツ、金之半日足十ヲ半日足之長サ中式尺六寸、次第おとりニして兩端式尺、但、本のことく

第15表 軍役規定の推移とその比較

	主要な項目	元和7年10月	寛永5年11月	寛永16年6月	寛永18年3月	慶安5年8月
①	幕府規定	—	—	100石4人	100石4人	125石4人
②	軍役人数	100石6人	200石6人	100石5人	100石6人	125石6人
③	役目	100石	200石	200石	200石	250石
④	乗馬	—	—	100石 δ	100石 δ	125石 δ
⑤	又内馬	300石	600石	600石	500石	625石
⑥	馬乗主従	8人	—	100石之内	100石之内	125石之内
⑦	馬乗主従	10人	—	200石之内100石迄	150石之内100石迄	175石之内125石迄
⑧	馬乗主従	12人	—	—	200石之内150石迄	250石之内175石迄
⑨	木物	—	—	250石 δ 上	200石 δ 上	250石 δ 上
⑩	立馬	—	—	主従13人	主従13人	主従13人
⑪	立馬	60石 δ 上	120石 δ 上	100石 δ 上	100石 δ 上	125石 δ 上
⑫	立馬	—	—	—	100石 δ 内	—
⑬	立馬	60石 δ 内	—	—	100石 δ 内	125石 δ 内

〔備考〕 ◇印は物成高 ○印は知行高

〔出典〕 ◇元和7年10月12日「惣役目」(仮題「従直茂公勝茂公之御判物」所収)

⑨ 寛永5年霜月朔日「惣役目」(『長崎県史・史料編』第二卷所収)

⑩ 寛永16年6月「勝茂公軍役御定之御條目」(「元茂公御年譜」卷之八所収)

⑪ 寛永18年3月5日「軍役」(「肥後田章録」所収)

⑫ 慶安5年8月22日「軍役」(鳥ノ子御帳四)所収)

第16表 慶安五年佐賀藩負担軍役

	馬上 { 役番又馬馬 } 又馬	鉄炮 { 役目筒 } 直筒	弓 { 役目弓 } 直弓	銃 { 役目銃 } 直銃	旗 { 役目昇 } 直昇
佐賀藩	騎 234 848 { 208 406 }	挺 1,596 2,886 { 1,290 }	張 1,352 2,042 { 690 }	本 1,689 2,039 { 350 }	本 100 182 { 82 }
幕府規定	607	1,250	214	428	71
過上	241	1,636	1,828	1,611	111

「鍋島勝茂公譜考補」(第10巻中)による

付、母衣のだしハ、我々好ミ

一鉄炮袋之事、持筒ハ狸々皮たるへし、此外役目鉄炮ニも狸々皮袋之儀、我々心次第可仕事

一遠路之時は、役目鉄炮一挺ニ玉薬三百放宛たるへき事

付、近国之時は玉薬手前切たるへし 但、長陣之刻ハ不足次可相渡事

一遠路之時ハ、役目弓一張ニ金根之矢三十本宛たるへき事

付、近国之時は矢手前切たるへし、但、長陣立之刻ハ不足次可相渡事

⑦ 一知行百廿五石の上之者、不断馬を可立飼事

⑧ 一知行百廿五石の内、馬乘定置候者ハ、馬具手前可相調置候、其時は馬は

蔵入可乗事

右条々、諸道具誘候儀、知行相当可相誘事

第一六表は右の軍役令の主要部分を元和七年十月の「惣役目」・寛永五年十一月の「惣役目」・寛永十六年六月の「軍役」・寛永十八年三月の「軍役」規定と対比して、その相違と推移を示したものである。すなわち、慶安五年に至り、役目高の基準は知行一〇〇石より一二五石とされ、また役目道具のそれも知行二〇〇石であったものが一段と緩和されて二五〇石以上が本役と改訂されており、軍役量は寛永期より全般的に軽減されている。なかでも役目道具の軽減、ことに知行二五〇石未満の家中に対する軽減の大きいことが特徴的である。しかし、軍役量が慶安期に至り総体として緩和されたといっても、依然と

して幕府の規定をうわまわるものであったことはいうまでもなく、佐賀藩の公称朱印高三万七、〇三六石余に對して幕府の軍役規定は一〇万石につき馬上^{一七〇}騎・鉄炮三五〇挺・弓六〇張・鎧一五〇本・旗二〇本であつて、その三、五七倍であるべき佐賀藩の軍役量は實際は幕府のそれよりはるかに過重なものであつたわけである(第一六表参照)。

そこで次節でさらに諸与の内部構成を示す与着到帳のうち、承応元年極月朔日付の「鍋島山城守与着到」を検討して与の内部構成を確定し、ついで軍役負担の基本的あり方を一瞥しておこう。

(4) 与の内部構成と軍役負担

鍋島山城守は勝茂の八男直弘のことで、はじめ譜代の重臣成富兵庫助茂安の養子となつて成富氏を称していたが、寛永十年成富家の知行のうち一、〇〇〇石を分地されて一家を創設した。寛永十九年の「御国惣方帳」の三位に成富山城守直弘知行六、〇〇〇石、また明暦二年の「泰盛院様御印帳」の三位に鍋島山城守知行九、〇二五石とあり、その後正保三年鍋島姓に復して一門に列した。いわゆる白石鍋島家である。直弘は「鍋島山城家系図」に「勝茂公有馬御帰陣後被感直弘軍功、於石動村五百石加増、其後段々加増」とあり、また「成富家譜」に「御馬廻りノ与被相付、与人数手明鑑并足輕迄惣与々人柄ヲ撰ミ抜人ニテ被仰付ケリ、御当家御軍備之儀、皆以直弘公ノ御支配」と記されているように、勝茂の信任を受けて寛永十九年には成富茂安の家督をついでいた成富十右衛門長利の率いる馬廻りの大与をつけられて大与頭となり、以後一門の神代対馬守常親にかわつて「馬廻一職存」、すなわち直屬家臣団を統轄する頭人に任せられていたのである。

さて、与は「与中役目」、すなわち藩が規定した軍役を負担する直參の侍とその又家中、さらには藩が与力として付した手明鑑・長柄鑑・弓鉄炮昇之者などから編成されていたが、そのうち切米取の小身の家中である手明鑑・長柄

鎧・弓鉄炮昇之者はさらにいくつかの小組を構成して、それぞれ直参の知行取の侍が物頭として統轄していた。⁽¹⁷⁾

一馬上

三拾弍騎 内又馬十五疋

一物頭馬上

六騎

一手明鎧

弍拾九人

一鉄炮

三拾挺

一弓

三拾張

一昇

拾本

物頭

一手明鎧九人

山城守存

一手明鎧弍拾人

鹿江大膳亮

一鉄炮拾五挺

土肥惣左衛門尉

一鉄炮拾五挺

成富権右衛門尉

一弓拾五張

中野七郎左衛門尉

一弓拾五張

中島忠右衛門尉

馬上

(この間、鍋島山城守以下侍二二名の氏名とその知行高・役目については省略・〈第十七表参照〉)

手明鎧 主従三人宛

(この間、山城守存と鹿江大膳亮組の手明鎧の氏名省略)

都合知行疋万八千三百六石七斗五升

切米八百拾石

内

切米五拾貳石 侍三人分

切米四百貳拾八石 手明鎧廿九人分

切米百六拾五石 鉄炮三十人分

切米百六拾五石 弓三十人分

右合人数千八拾四人 内分過五拾人

内

鉄炮百拾壹挺 内直筒三十挺・役目筒八拾壹挺・玉粟三万七千三百放

弓九拾六張 内直弓三拾張・役目弓六拾六張・鉄根矢三千四百八拾本

鎧七拾八本 役目

手明鎧廿九人 役目

昇拾本 役目

鍬百四拾貳具 役目

馬三拾七疋 内役目馬拾三疋・番馬九疋・又馬拾五疋

右組内之儀、如睦甲冑共諸役儀并諸法度以下無緩様念を入可被申付者也

第17表 鍋島山城守との侍とその役負担

番号	氏名	知行(切米)	銃	弓	鍵	鐵具	乘馬 (番馬)	又馬	合主従(役目・分通)
①	鍋島 山城守	8,650	36挺	34張	34本	69具	1疋	12疋	415 (415・0)
2	成富 十右衛門	2,550	11	10	10	20	1	3	122 (122・0)
3	百武 伊織	1,050	5	4	4	8	1		50 (50・0)
4	佐野 右衛門	1,035	4	4	4	8	1		50 (50・0)
5	小園 源三郎	900	4	4	3	6	1		43 (43・0)
6	副島 五左衛門	500	4		2	4	1		24 (24・0)
7	久布 白源	325	3		1	3	1		16 (16・0)
8	下村 奎右衛門	200	1		1	2	1		12 (10・2)
9	嬉野 傳左衛門	185	1		1	2	1		10 (9・1)
10	多々良 九郎	141.25	1		1	1	1		10 (7・3)
11	大島 藤次	118			1		1		8 (6・2)
12	大塚 正兵衛	112.5			1		1		8 (5・3)
13	村山 喜兵衛	112.5			1		1		8 (5・3)
14	馬渡 喜左衛門	105			1		1		8 (5・3)
15	木下 孫右衛門	(22)			1		1		8 (3・5)
16	萩原 相右衛門	(15)			1		1		8 (2・6)
17	庄島 長兵衛	(15)			1		1		8 (2・6)
18	鹿江 大膳	1,096.25	5	4	4	9	1		53 (53・0)
19	土肥 惣左衛門	775	3	3	3	6	1		37 (37・0)
20	中野 七郎	200	1	1	1	1	1		13 (10・3)
21	中島 忠右衛門	136.25	1	1	1	1	1		13 (7・6)
22	成富 権右衛門	115	1	1	1	1	1		13 (6・7)
合	計	18,306.75 (52)	81	66	78	141	13 (9)	15	1,084 (1,034・50)

○印は物頭

承応元年極月朔日「鍋島山城守と着到上山による

芝野藩家臣団の轉叙(第三)

承応元年極月朔月

鍋島山城守殿

すなわち、鍋島山城守与につけられた手明鎧と弓鉄炮之者はそれぞれ二分されており、まず手明鎧の一組は知行一、〇九六石二斗五升の鹿江大膳亮が率い、他は鍋島山城守自らが統率した。同様に弓鉄炮之者もそれぞれ一五名づつ二組に分割され、鉄炮之者は知行七七五石の土肥惣左衛門尉と知行一一五石の成富権右衛門尉が、また弓之者は知行二〇〇石の中野七郎右衛門と知行一三六石二斗五升の中島忠右衛門尉が物頭となって率いていた。これに対し、藩は手明鎧廿九人分の切米四二八石に加えて鉄炮之者三〇人分の切米一六五石と弓之者三〇人分の切米一六五石を与頭に支給するとともに、藩所有の鉄炮と弓である直筒三〇挺と直弓三〇張を物頭に預けていたのである。手明鎧と長柄鎧・弓鉄炮昇之者は与構成の中核をなす個々の侍の知行高の多少に比例して、すなわち与頭をはじめとする侍がそれぞれの知行高に応じて負担する軍役の内容、とりわけ役目道具である鉄炮・弓・鎧の員数が考慮されて付けられおり、それは各与の軍役負担力を強化する措置であつたと考えられる。

つぎに第一七表は鍋島山城守与の侍の知行高とその役負担の内容を示したものである。慶安五年八月の軍役規定には知行一二五石が軍役賦課の基準とされ、知行一二五石につき役目(軍役)人数六人、また役目道具は知行二五〇石につき鉄炮一挺・弓一張・鎧一本とあり、さらに知行一五〇石以上の侍には馬立飼を、一二五石未満の侍には番馬の措置、すなわち馬具のみを用意させて馬は藩が宛うことが定められている。⁽¹⁸⁾したがって、例えば鍋島山城守の場合、その知行高八、六五〇石が役目道具の基準高二五〇石の三四倍、また役目人数の基準高一二五石の六九倍にあたることから、役目道具については鉄炮三四挺・弓三四張・鎧三四本とされ、役目人数も六九倍の四一五人と算定されているのである。但し鉄炮については与着到には三六挺と記されているが、これは役目外の小道具の鉄炮二挺が合算された数字であらう。

(未完)

【註】

- (1) 山口啓二「藩体制の形成」(『幕藩制成立史の研究』二三五頁)。
- (2) 佐賀県立図書館所蔵。
- (3) 「大組頭次第 全」(佐賀県立図書館所蔵)。
- (4) 「御家由来」(佐賀大学付属図書館所蔵「小城文庫」)。
- (5) 「元茂公御年譜」卷之三(佐賀県立図書館所蔵)。
- (6) 『長崎県史・史料編』第二卷七七〇—七七二頁。
- (7) 「鍋島勝茂惣仕置書立」(『佐賀県史料集成』古文書編第一〇卷三八一—三八三頁)。
- (8) 「多久茂辰覚書」(右同三八五—三八七頁)。
- (9) 「肥陽旧章録」(佐賀大学付属図書館所蔵「小城文庫」)。
- (10) 「元茂公御年譜」卷之八。
- (11) 「鍋島勝茂書状」(『佐賀県史料集成』古文書編第一四卷一五七—一六一頁)。
- (12) 「多久家有之候御書物写」(佐賀県立図書館所蔵)。
- (13) 「鍋島勝茂覚書」(『佐賀県史料集成』古文書編第一〇卷三九二—三九七頁)。
- (14) 「多久家有之候御書物写」。
- (15) 佐賀県立図書館所蔵「御親類系図」所収。
- (16) 佐賀県立図書館所蔵。
- (17) 切米取の小身の家中の取扱については、元和七年十月十二日、それぞれの物頭につきのように達せられている(『長崎県史・史料編』第二卷七五—七五三頁)。

一弓・鉄炮之者、公儀御普請之時は三部ニ可差上事

付、前致身旁、令年寄候者ハ、其親子間をすへ替可申事

一米壹石取之弓・鉄炮之者ハ、諸役儀差除、出陣并城番可申付事

一弓・鉄炮・昇・鎗与頭、自然其身差合候時之名代、槌成者を兼而相定可召置事

一弓之儀、代銀ニ而与頭江可相渡候間、其仁く之手ニ合候様ニ可申付事、但、そこね候共、重而相渡間敷事

佐賀藩家臣団の構造(三)(黒田)

付、弓之拵、小糸巻ニノ七所とう、長サ七尺五寸

一今度相改候与付之者、私ニ置替間敷事

付、与付切米取之者、人数致不足、私之者名代ニ定置儀可為停止事

一切米取は、為与頭其仁を能相究、切米やりくり仕可相渡事

一諸与之者へ切米渡候時分ハ、早・中・晩代官取納仕次第、早速可相渡事

(18) 馬立飼のあり方は、寛永十一年二月五日付の鍋島勝茂より鍋島加賀守・諫早豊前守宛の「家中馬究之覚」(佐賀県立図書館所蔵「直茂公・勝茂公・光茂公御代御書物写」所収)によればつぎのようなものであった。

一役目馬之事

一役目馬、知行百廿石より一疋宛之事

一又馬之儀、馬廻并諸組之者知行千貳百石より一疋宛之事

但、千貳百石又馬疋疋ニ相定候、乍去千石よりハ其身之馬共ニ二疋出スヘシ、千五百廿石よりは其身之馬共ニ三疋

差出候様ニ可然候、是は千貳百石より内ハ六部より出ル、千貳百石より上は五部之上より出ル積ニ候、無足之

子共馬乗候て罷出候ハ、尤又馬之數ニ合すへき事

一高知行又内之馬ハ、六百石より一疋宛之事

付、右之こたく知行切之上ニ余り候石積於有之ハ、馬廻諸組より之又馬出候様と同前たるへし

一紀伊守・孫平太、在江戸中ニ付而半役たるへき事

一分過馬之事

一役目之外ニ、或ハ無足之子共、或ハ内之者ニ不斷馬を立飼候而罷居候者ハ、分過たるへし

一番馬之事

一馬廻并諸与知行百廿石内之者、知行切米ニよらず馬具は其身ノ手前ヲ誘置、自然之節は直より馬を相渡乗せ可申

由申候者ハ、番馬たるへし

一馳走馬之事

一知行百廿石より内之者、知行切米ニよらず役目馬、分過馬之外ニ自然之時は、馬并馬具其身ノ手前ヲ相誘乗可申由申候者は、馳走馬たるへし

一少身馬之事

一馬廻并諸与知行百貳拾石ノ内之者、知行切米ニよらず不断馬を立飼候者ハ、少身馬たるへし
一馬究之刻、分過馬・番馬ニ乗候者・馳走馬・少身、此四ヶ条之内、当究之節前究ニ相ちかひ、馬持候者不持者可有之候
間、究之度毎ニ、右書分之合を其時々有様ニ付出し可申事

一又内ニ番馬相渡候儀、有間敷事

一高知行取之又馬ニ、或ハ馳走馬・番馬なとと付出候とも、役目之外ハ何も分過之条、其通ニ付可申事

一惣家中馬一年ニ兩度宛可相改事

一遠所又内之馬ハ、一年ニ一度ツ、之事

但、改様口上

右兩条、時分不相定不計可相改事

一馬上中下究様之事

但、知行相当之上中下たるへし、中之馬ニ而も、馬數寄いたし能持候者ハ上之馬ニ可付事

一又家中役目馬并分過馬之數ニ合せ、乗手之交名より取候て、其方手前ニ可召置事

一馬廻并諸与之内、番馬ニ乗候者又は分過馬・馳走馬、乗手之交名一与より取候て、其手前ニ可召置事

付、番馬之名付就中可念入候、其故ハ俄之刻、馬相渡候時之為ニ候間申事ニ候

一かり馬差出候儀能可相改事

一毎年馬之上中下并前馬持候者之不持者、又前不持者之今馬致覚悟之者、其外馬之年以下迄念を入可相改事

一手明鐘之者并弓鉄炮之者ニ馬持候共、先様相究間敷事

付、手前成次第ニ馬を乗候へは、無膈次ニ罷成候条不及相改候、自然之時は、到其節見合可申付候間、其心得可申事

一領中駄賃馬數并上中下、毎年一度ツ、改可申事

付、前馬持之者之不持者、又前不持者之今馬致覚悟候者、其外馬之年以下迄念を入可相改事

一右銘々相改候帳面并大目安相副、我等上方逗留之時たり共、其時々ニ可差上事

右之条々能令合点、書面ニ無違却様毎年可相改者也